

○法務省令第四十七号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）及び少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

法務大臣 小泉 龍司

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令
（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部改正）

第一条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（委員会に対する情報の提供） 第六条 「略」 「一〇十一 略」 十二 法第百六条第一項の規定による支援の実施の状況 十三〇十六 「略」 2 「略」 （受刑者の自弁の物品の使用等）</p>	<p>（委員会に対する情報の提供） 第六条 「同上」 「一〇十一 同上」 「号を加える。」 十二〇十五 「同上」 2 「同上」 （受刑者の自弁の物品の使用等）</p>

第十五条 「略」

2 「略」

3 受刑者には、法第四十一条第一項第二号及び第四号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、優遇措置として自弁のものの摂取を許すほか、外部通勤作業を行わせる場合、法第六十二条第一項の規定により外出又は外泊を許す場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの摂取を許すことができるものとする。

〔4〕7 略

（法第四十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品）

第十七条 「略」

一 「略」

二 かつら（法第六十二条第一項の規定により外出し、又は外泊する場合、裁判所に出頭する場合その他の刑事施設の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。）

（処遇要領の策定等）

第四十三条 「略」

2 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等（法第八十四条の二第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

3 刑事施設の長は、開始時指導が終了するまでに法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき処遇要領を定めるものとする。

4 刑事施設の長は、次に掲げる事情その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、処遇要領を変更するものとする。

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 受刑者には、法第四十一条第一項第二号及び第四号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、優遇措置として自弁のものの摂取を許すほか、外部通勤作業を行わせる場合、法第六十二条第一項の規定により外出又は外泊を許す場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの摂取を許すことができるものとする。

〔4〕7 同上

（法第四十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品）

第十七条 「同上」

一 「同上」

二 かつら（法第六十二条第一項の規定により外出し、又は外泊する場合、裁判所に出頭する場合その他の刑事施設の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。）

（処遇要領の策定等）

第四十三条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 刑事施設の長は、矯正処遇の進展状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、処遇要領を変更するものとする。

一 矯正処遇の進展状況

二 被害者等の被害に関する心情又は被害者等の置かれている状況の變化

三 法第八十四条の二第三項の規定により心情等を聴取したこと。

5 前四項に定めるもののほか、処遇要領の策定及び変更に関し必要な事項は、法務大臣が定める。

(法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者)

第四十三条の二 法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者は、全ての受刑者とする。

(被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等)

第四十三条の三 刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項の申出をした者(以下この条において「申出人」という。)に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができらる。

一 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号

二 申出に係る受刑者を特定するに足りる事項

三 申出人が法第八十四条の二第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2 刑事施設の長は、申出人に対し、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(被害者等の心情等の聴取の方法等)

第四十三条の四 法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第百三条第四項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認

「号を加える。」

「号を加える。」

3 「号を加える。」

前二項に定めるもののほか、処遇要領の策定及び変更に関し必要な事項は、法務大臣が定める。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2 刑事施設の長は、前項本文に規定する方法による心情等の聴取を、その指名する職員に行わせることができる。ただし、被害者等の住所又は居所が当該刑事施設の所在地から遠隔の地にある場合には、当該住所又は居所を考慮して相当と認める刑事施設の長に依頼し、当該刑事施設の長又はその指名する職員に行わせることができる。

3 法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情)

第六十四条 「略」

一 「略」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十一条まで、第二百五条(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六条の二第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十七条第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

〔三・四 略〕

(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情)

第六十四条 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条から第八十一条まで、第二百五条(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六条の二第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十七条第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

〔三・四 同上〕

(被害者等の心情等の伝達の方法等)

第六十四条の二 法第百三条第四項の規定による心情等の伝達は、刑事施設の職員により、口頭で行うものとする。

2 刑事施設の長は、法第百三条第四項の申出をした被害者等に対し、その心情等を受刑者に伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を通知するものとする。

(法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由)

第六十五条 法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〜三 略」

(位置把握装置の携帯又は装着)

第六十五条の二 刑事施設の長は、法第百六条の二第一項の規定により外出又は外泊を許す場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による外出又は外泊（以下この条において「外出等」という。）をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

「一・二 略」

「条を加える。」

(法第百六条第一項に規定する法務省令で定める事由)

第六十五条 法第百六条第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〜三 同上」

(位置把握装置の携帯又は装着)

第六十五条の二 刑事施設の長は、法第百六条第一項の規定により外出又は外泊を許す場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による外出又は外泊（以下この条において「外出等」という。）をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

「一・二 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(少年院法施行規則の一部改正)

第二条 少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようにならぬに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規

定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等)</p> <p>第十六条 少年院の長は、法第二十三条の二第二項の申出をした者(以下この条において「申出人」という。)に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">一 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号二 申出に係る在院者を特定するに足りる事項三 申出人が法第二十三条の二第一項に規定する被害者でない場合において、その者との関係 <p>2 少年院の長は、申出人に対し、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。</p> <p>(被害者等の心情等の聴取の方法等)</p> <p>第十六条の二 法第二十三条の二第二項の規定による心情等の聴取は、被害者等(同条第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。)の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第二十四条第五項の申出をしないことを明らかにしているときは、被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。</p> <p>2 少年院の長は、前項本文に規定する方法による心情等の聴取を、その指名する職員に行わせることができる。ただし、被害者等の住所又は居所が当該少年院の所在地から遠隔の地にある場合には、当該住所又は居所を考慮して相当と認める少年院の長に依頼し、当該少年院の長又はその指名する職員に行わせることができる。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

3 法第二十三条の二第二項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4 少年院の長は、法第二十三条の二第二項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

(法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情)

第十六条の三 「略」

(被害者等の心情等の伝達の方法等)

第十六条の四 法第二十四条第五項の規定による心情等の伝達は、少年院の職員により、口頭で行うものとする。

2 少年院の長は、法第二十四条第五項の申出をした被害者等に対し、その心情等を在院者に伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を通知するものとする。

(個人別矯正教育計画の策定等)

第十九条の二 少年院の長は、個人別矯正教育計画を定めるに当たっては、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第三号の決定に係る決定書又は判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

2 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するまでに法第二十三条の二第二項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき個人別矯正教育計画を定めるものとする。

3 少年院の長は、法第三十四条第七項の規定により個人別矯正教育計画を変更するに当たっては、次に掲げる事情その他の事情を考慮するものとする。

(法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情)

第十六条 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

一 矯正教育の進展状況

二 被害者等の被害に関する心情又は被害者等の置かれている状況の變化

三 法第二十三条の二第二項の規定により心情等を聴取したこと。

(仮に収容されている者)

第八十四条 法第三十三条第一項若しくは第二項、少年法第十七条の四第一項若しくは第二十七条の二第五項又は少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第二百二十三条の規定により少年院に仮に収容されている者については、その性質に反しない限り、この規則中の在院者に関する規定を準用する。

(仮に収容されている者)

第八十四条 法第三十三条第一項若しくは第二項、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十七条の四第一項若しくは第二十七条の二第五項又は少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第二百二十三条の規定により少年院に仮に収容されている者については、その性質に反しない限り、この規則中の在院者に関する規定を準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年十二月一日)から施行する。